

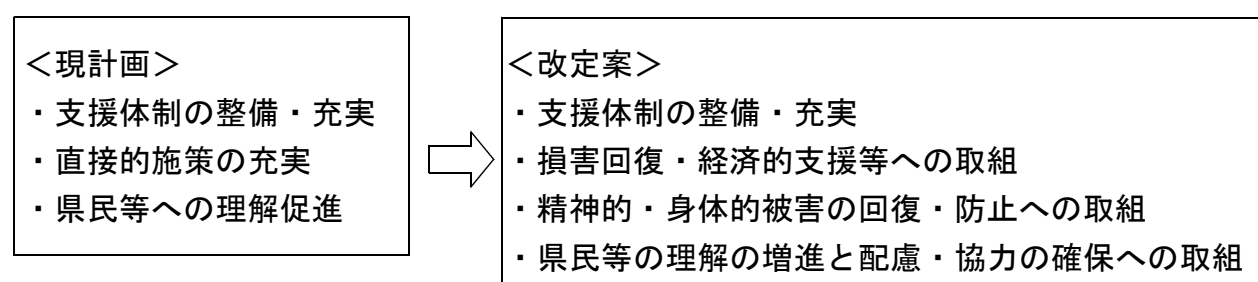
徳島県犯罪被害者等支援推進計画の主な改定内容

1. 「Ⅱ 犯罪被害者等の現状」を記載 （P 3 ～ P 1 1）

2. 「Ⅲ 犯罪被害者等支援のための施策」について

（1）施策の柱の変更

国の「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき変更 （P 1 2 ～ P 3 4）



※今後、国の第5次計画が示された場合、それに基づき修正等を行う予定

（2）多機関ワンストップサービス体制の構築 （P 1 2、P 1 3）

警察庁の

- ・ 「地方における途切れない支援の提供体制の強化について（R6. 7. 18通知）」
 - ・ 「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制の構築・運用について（R6. 9）」
- に基づいて記載

☆本県においても、体制構築を目指している。

（3）新たな施策

① 男性性暴力被害者のための専用相談窓口設置 （P 1 6）

② DV被害者や性暴力被害者の支援に携わる者の研修の充実 （P 1 8）

など